(4)　委託

認定仮名加工医療情報作成事業者は、5の㈠の認定を受けた者（以下「認定医療情報等取扱受託事業者」という。）に対してする場合に限り、認定仮名加工医療情報作成事業に関し管理する仮名加工医療情報等の取扱いの全部又は一部を委託することができるものとするとともに、認定医療情報等取扱受託事業者に対してするときに限り、その全部又は一部の再委託をすることができるもの等とすることとした。（第三七条関係）

(5)　他の認定仮名加工医療情報作成事業者に対する医療情報の提供

6の㈠により医療情報の提供を受けた認定仮名加工医療情報作成事業者は、主務省令で定めるところにより、他の認定仮名加工医療情報作成事業者からの求めに応じ、仮名加工医療情報の作成のために必要な限度において、当該他の認定仮名加工医療情報作成事業者に対し、当該医療情報を提供することができるもの等とすることとした。（第三八条関係）

(6)　医療情報の第三者提供の制限

認定仮名加工医療情報作成事業者は、(5)により提供する場合、法令に基づく場合及び人命の救助、災害の救援その他非常の事態への対応のため緊急の必要がある場合を除くほか、提供された医療情報を第三者に提供してはならないもの等とすることとした。（第三九条関係）

(7)　準用

認定仮名加工医療情報作成事業者について、認定匿名加工医療情報作成事業者等に関する所要の規定を準用するものとすることとした。（第四〇条関係）

㈢　認定仮名加工医療情報利用事業者及び提供仮名加工医療情報の取扱いに関する規制

(1)　仮名加工医療情報を利用して医療分野の研究開発を行う事業を行おうとする者の認定

認定仮名加工医療情報作成事業者から仮名加工医療情報の提供を受け、当該仮名加工医療情報を利用して医療分野の研究開発を行う事業を行おうとする者（法人に限る。）は、申請により、当該事業を適正かつ確実に行うことができるものと認められる旨の主務大臣の認定を受けることができるものとすることとした。（第四一条関係）

(2)　提供仮名加工医療情報の利用目的による制限等

(1)の認定を受けた者（以下「認定仮名加工医療情報利用事業者」という。）は、法令に基づく場合を除くほか、医療分野の研究開発に必要な範囲を超えて、認定仮名加工医療情報作成事業者等から提供された仮名加工医療情報（以下「提供仮名加工医療情報」という。）を取り扱ってはならないものとし、提供仮名加工医療情報を取り扱うに当たっては、当該提供仮名加工医療情報の作成に用いられた医療情報に係る本人を識別するために、当該提供仮名加工医療情報を他の情報と照合してはならないこと等とするとともに、認定仮名加工医療情報利用事業者が提供仮名加工医療情報を取り扱う場合についての個人情報保護法の適用について定めることとした。（第四二条関係）

(3)　提供仮名加工医療情報の第三者提供の制限

認定仮名加工医療情報利用事業者は、法令に基づく場合及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定による医薬品の製造販売の承認その他の主務省令で定める処分（外国の法令上これに相当する行為を含む。）を受けるために厚生労働大臣その他の当該処分に係る事務を行う者として主務省令で定める者に提供仮名加工医療情報を提供する必要がある場合を除くほか、提供仮名加工医療情報を第三者に提供してはならないもの等とすることとした。（第四三条関係）

(4)　準用

認定仮名加工医療情報利用事業者について、認定匿名加工医療情報作成事業者等に関する所要の規定を準用するものとすることとした。（第四四条関係）

5　認定医療情報等取扱受託事業者

㈠　認定匿名加工医療情報作成事業者又は認定仮名加工医療情報作成事業者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、医療情報等を取り扱う事業を行おうとする者（法人に限る。）は、申請により、当該事業を適正かつ確実に行うことができるものと認められる旨の主務大臣の認定を受けることができるものとすることとした。（第四五条関係）

㈡　認定医療情報等取扱受託事業者は、仮名加工医療情報を作成するときは、4の㈡の(2)の主務省令で定める基準に従い、医療情報を加工しなければならないものとし、仮名加工医療情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工医療情報の作成に用いられた医療情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工医療情報を他の情報と照合してはならないもの等とするとともに、認定医療情報等取扱受託事業者が仮名加工医療情報を作成する場合等についての個人情報保護法の適用について定めることとした。（第四八条関係）

㈢　認定医療情報等取扱受託事業者は、法令に基づく場合等を除くほか、認定医療情報等取扱受託事業に関し管理する仮名加工医療情報を第三者に提供してはならないもの等とすることとした。（第四九条関係）

㈣　認定医療情報等取扱受託事業者について、認定匿名加工医療情報作成事業者等に関する所要の規定を準用するものとすることとした。（第五〇条関係）

6　医療情報取扱事業者による認定仮名加工医療情報作成事業者に対する医療情報の提供

㈠　医療情報取扱事業者は、認定仮名加工医療情報作成事業者に提供される医療情報について、主務省令で定めるところにより本人又はその遺族の求めがあるときは、当該本人が識別される医療情報の認定仮名加工医療情報作成事業者への提供を停止することとしている場合であって、所要の事項について、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知するとともに、主務大臣に届け出たときは、当該医療情報を認定仮名加工医療情報作成事業者に提供することができるもの等とすることとした。（第五七条関係）

㈡　医療情報取扱事業者による認定仮名加工医療情報作成事業者に対する医療情報の提供について、医療情報取扱事業者による認定匿名加工医療情報作成事業者に対する医療情報の提供に関する所要の規定を準用するものとすることとした。（第五八条関係）

7　監督

㈠　主務大臣は、認定匿名加工医療情報作成事業者、認定仮名加工医療情報作成事業者、認定医療情報等取扱受託事業者、匿名加工医療情報取扱事業者、連結可能匿名加工医療情報利用者又は医療情報取扱事業者に対し立入検査等ができるものとすることとした。（第五九条関係）

㈡　主務大臣は、認定匿名加工医療情報作成事業者、認定仮名加工医療情報作成事業者、認定仮名加工医療情報利用事業者又は認定医療情報等取扱受託事業者に対し、4の㈠若しくは㈢の(1)又は5の㈠の認定等に係る事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとすることとした。（第六〇条関係）

㈢　主務大臣は、認定匿名加工医療情報作成事業者、認定仮名加工医療情報利用事業者、認定医療情報等取扱受託事業者、匿名加工医療情報取扱事業者、連結可能匿名加工医療情報利用者又は医療情報取扱事業者が法律の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができるもの等とすることとした。（第六一条関係）

8　雑則

主務大臣及び個人情報保護委員会は、この法律の施行に当たっては、医療情報等の適正な取扱いに関する事項について、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならないものとすることとした。（第六二条関係）